

令和 6 年度災害復旧工事における現場代理人兼務要件の緩和について

1 対象工事

令和 6 年能登半島地震に係る災害復旧工事等

2 緩和内容

対象工事を含む場合は、同一の現場代理人が 3 件まで兼務できることとする。

現場代理人	現行	緩和
	以下の要件をすべて満たす場合 (a) 工事現場相互の間隔が 10km 程度 (b) 2 件以内 (c) 工事現場の運営、取締り等 (d) 連絡体制確保 (e) 発注者が求めた際の対応	以下の要件をすべて満たす場合 (a) 工事現場相互の間隔が 10km 程度 (b) 3 件以内※ (c) 工事現場の運営、取締り等 (d) 連絡体制確保 (e) 発注者が求めた際の対応

(a) 工事現場相互の間隔が 10km 程度に近接していること

※(b) 兼務する工事の件数は、対象工事を含む場合は 3 件まで（対象工事以外の工事は、他の発注機関の工事を含め 2 件まで）であること

(c) 工事現場の運営、取締り等が困難でないこと

(d) 発注者と常に携帯電話等で連絡をとれること

(e) 発注者が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること

3 特記仕様書への明示例（現場代理人兼務要件緩和の対象工事に該当する場合、必須）

第〇〇条

本工事における現場代理人の別工事との兼務について、兼務できる工事の件数は、3 件まで（災害復旧工事以外の工事は、他の発注機関の工事を含め 2 件まで）とする。

ただし、兼務する工事に他の発注機関の工事が含まれる場合、その発注機関に兼務が可能か否か事前に確認し、承認を受けるものとする。